

Q&A 休眠預金等活用法 の内容とポイント

休眠預金等活用法について、押さえておきたいポイントをQ&A形式で解説します。

エクシード法律事務所 弁護士 鈴木 俊

休眠預金等活用法が創設された背景には、預金者等が名乗りを上げないまま長期間にわたって放置された預金等が相当額あるという実情があります。金融機関で10年以上放置された預金等は、2013～2015年度で毎年1200億円程度発生し、その後500億円程度払戻

し、その後500億円程度払戻し、我が国では、預金等の公共的

活用法が創設された背景には、預金者等が名乗りを上げないまま長期間にわたって放置された預金等が相当額あるという実情があります。金融機関で10年以上放置された預金等は、2013～2015年度で毎年1200億円程度発生し、その後500億円程度払戻し、我が国では、預金等の公共的

し、我が国では、預金等の公共的

POINT

- 金融機関に預けられ放置された多額の休眠預金等を民間公益活動に活用する法律
- 金融機関は払い戻す努力を尽くしたうえで、預金者が名乗りでなかった預金を預金保険機構に移管する

Q1 休眠預金等活用法って どんな法律？ なぜ創設されたの？



A 休眠預金等活用法は、正式名称を「民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律」（以下、活用法）といいます。第1条に「この法律は、休眠預金等に係る預金者等の利益を保護しつつ、休眠預金等に係る資金を民間公益活動を促進するために活用することにより、国民生活の安定向上および社会福祉の増進に資することを目的とする」と定められています。

し、我が国では、預金等の公共的

役割に照らして、まず休眠預金等についてその預金者等に払い戻す努力を尽くしたうえで、休眠預金等と判別された資金を広く国民一般に還元する目的で活用する方向で検討が進んだのです。

最終的に、休眠預金等の資金は発生した金融機関から預金保険機構に移管され、民間公益活動に活用されることになりました。活用法は議員立法として第190回国会に提出され、第192回国会で成立、2016年12月9日に公布、2018年1月1日に施行されます。なお、施行5年後に見直しを行う等の附帯決議もなされています。

特集 徹底マスター！ 休眠預金の 取扱い

▶▶▶ 休眠預金等活用法を踏まえた 払戻しの留意点 ◀◀◀



「民 間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律」（休眠預金等活用法）が2018年1月1日に施行されます。休眠預金等については、お客様の関心も高く、金融機関の担当者はその取扱いを十分に理解しておくことが重要です。

本特集では、休眠預金等活用法のキホンを押さえ、休眠預金等の払戻時に必要となる手続きなどを中心に、実務のポイントを解説します。